

建設業者等の指名停止について

令和4年3月25日
糸魚川市総務部財政課

1 指名停止等措置業者

J F Eエンジニアリング株式会社（横浜市鶴見区末広町 2-1）

2 指名停止等期間

令和4年3月25日から令和4年6月24日まで（3か月間）

3 指名停止等の理由

J F Eエンジニアリング株式会社の社員3名が、沖縄県竹富町が令和2年に発注した海底送水管更新工事の競争入札に関し、令和4年2月13日に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、さらに同町が平成29年に発注した別の海底送水管更新工事の競争入札に関し、令和4年3月6日に入札談合等関与行為防止法違反の容疑で再逮捕された。

このことが、糸魚川市建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条第1項（別表第2、第7号）に該当するため。